

# 補助金のご案内

## 1. 小規模事業者持続化補助金とは

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓等の取り組みや、あわせて行う業務効率化(生産性向上)の取り組みを支援するため、原則**50万円を上限**に補助金(補助率:2/3)が出ます。

## 2. 補助対象事業者

**木津川市内**で事業を営んでいる**小規模事業者**が対象です。

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

※「商工業者」には、医師・歯科医師・助産師や系統出荷による収入のみである個人農業者等は該当しません。

## 3. 申請手続き等

申込受付開始	令和元年5月22日(水)
申込締切(1次締切) (2次締切)	令和元年6月28日(金) [当日消印有効] 令和元年7月31日(水) [当日消印有効]
補助事業実施期間	交付決定日から令和元年12月31日(火)まで
申請書提出先・問合せ先	京都府商工会連合会 小規模事業者持続化補助金(小西・山口) 〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78 京都経済センター3階311号室 電話 075-205-5418
申請書ダウンロード先	京都府商工連合会： <a href="http://www.kyoto-fsci.or.jp/">http://www.kyoto-fsci.or.jp/</a>
申請にあたっては、木津川市商工会へ「事業支援計画書」(すべての事業者)、「事業承継診断票」(代表者の年齢が60歳以上で採択審査時に「事業承継加点」の付与を希望する事業者のみ)の作成・交付を依頼する必要があります。依頼はお早めをお願いします。	

## 4. 補助対象要件

- ①3年～5年程度の経営計画に基づいて実施する販路開拓等のための事業であること
- ②商工会の支援を受けながら実施する事業であること
- ③取り組みが概ね1年以内に売上につながること
- ④以下のいずれにも該当しないこと
  - ・既に国(独立行政法人を含む)等の補助金・助成金を受けている事業
  - ・射幸心をそそる恐れがある、または公序良俗に害する恐れがある事業
  - ・法人等が暴力団または暴力団員と関係を有しているとき

## 5. 補助対象となり得る販路開拓等の取組事例

①地道な販路開拓等の取組について（経営計画に基づく販路開拓や売上向上の取組）

- ・新商品を陳列するための棚の購入
- ・新たな販促用チラシの作成、送付
- ・新たな販促用 PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）
- ・新たな販促品の調達、配布
- ・ネット販売システムの構築
- ・国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加
- ・新商品の開発
- ・新商品開発にあたって必要な図書の購入
- ・新たな販促用チラシのポスティング
- ・国内外での商品 PR イベントの実施
- ・ブランディングの専門家から新商品開発に向けた指導、助言
- ・買い物弱者対策事業において移動販売車輛の導入による移動販売、出張販売
- ・新商品開発に伴う成分分析の依頼
- ・店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む）

②業務効率化（生産性向上）の取組について（販路開拓とあわせて行う業務効率化（生産性向上）の取組）

- ・業務改善の専門家からの指導、助言による長時間労働の削減
- ・従業員の作業導線の確保や整理スペースの導入のための店舗改装
- ・新たに倉庫管理システムのソフトウェアを購入し、配送業務を効率化する
- ・新たに労務管理システムのソフトウェアを購入し、人事・給与管理業務を効率化する
- ・新たに POS レジソフトウェアを購入し、売上管理業務を効率化する
- ・新たに経理・会計ソフトウェアを購入し、決算業務を効率化する

## 6. 対象経費

経費内容（適用要件に注意）		経費の要件
①機械装置等費	⑧借料	
②広報費	⑨専門家謝金	
③展示会等出展費	⑩専門家旅費	
④旅費	⑪車両購入費	
⑤開発費	⑫設備処分費	
⑥資料購入費	⑬委託費	
⑦雑役務費	⑭外注費	